

「塩硝の道－五箇山から土清水へ」：上平村・平村
・利賀村・城端町・福光町・金沢市・塩硝の道研究
会調査報告書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/7479

『塩硝の道―五箇山から土清水へ―』

（上平村・平村・利賀村・城端町・福光町・金沢市）
塩硝の道研究会調査報告書

板垣英治

藩制期に五箇山からの塩硝の輸送ルートはこれまでに「塩硝街道」とか「秘密の輸送ルート」とか云われ、その実際の姿は明らかでなかった。今回始めて塩硝の生産をしていた上平村、平村、利賀村と輸送ルートとなった城端町、福光町と塩硝を用いて火薬を生産していた金沢市が研究会を結成して、特に歴史の道である塩硝の輸送ルート「塩硝の道」を明らかにする事を主目的として平成十一年度から十三年度にかけて古文書の発掘と現地調査を行った。また沿線の風土と文化を紹介し、六市町村の交流の一環となることを願ったものである。調査の対照範囲は地理的に広く、これをくまなく現地調査することは困難なものであるが、それを成し遂げたことは高く評価されることである。しかし、今回の調査は「塩硝の道」の解明の始まりである事も明記されており、完成したものではない。本書はその調査結果のまとめた報告書である。その構成は次の通りである。

I 調査の概要

II 六市町村の地形・地質

1 峠道と地形 2 地質の概観

III 塩硝蔵への道筋と史的景観

- 1 上煮屋の分布と塩硝の道
- 2 五箇山から加賀横谷村への道
- 3 横根峠からの道
- 4 二俣越、中煮塩硝の道
- 5 土清水塩硝蔵への道
- 6 加賀藩の塩硝蔵
- 7 塩硝の製造・運搬用具

IV 史料、塩硝関係年表、参考文献

折込地図（五箇山から土清水への塩硝運搬ルート）

以下に筆者の視点から本書の内容を考察した。

I の調査の概要にはその大要が記され、得られた結果と残された今後の課題を記している。特に道筋については城端・井波へ出たあのルートでは大きな課題が残っていると思われる。また、五箇山塩硝については五十嵐孫作の「五ヶ山塩硝出来之次第書上申帳」の簡単な紹介と資料館に展示されている器具の紹介に終わっている。筆者は先にこれまでに記されている塩硝製造法の誤りを指摘している。五箇山の塩硝生産方法は飛騨白川を除き、全国の他地域には存在しない独特の「培養法」で行われていたこと、またその生産組織も異なったものであったことを指摘することは重要な事柄でないだろうか。その事は五箇山になぜ豊富な塩硝関係史料が残されている事とも深い関係があるからである。

II-1-2 「平村」の項に「塩辛い味の斜方晶系、硝石は塩硝造りには欠かせない原材料であった。」と記載されているが、多くの硝石生産に関する文書には「味甘辛を良しとす」（例：小野蘭山、「本草綱目啓蒙」とあること、硝石と塩硝は同一物（硝酸カリウム）である事を指摘しておく。

II-1-3の「鉛の生産」では「金沢城樓閣の鉛瓦は倉谷産を使用したものである。」とあるがこれは疑問である。従来、鉛瓦の生産に使用した鉛は富山県新川郡の長棟鉛山で採掘・精錬したものを使用したことがほぼ定説となっている。また藩制期に倉谷鉦山では銀680-1818に書かれたいくつかの文書に、例えば「倉谷銀山之事」等に記されている。さらに鉛瓦の鉛と倉谷鉦山及び長棟鉦山の方鉛鉦の鉛の同位元素比を測定した結果も「鉛瓦の鉛は長棟鉦山の鉛である」事を示している。付け加えると、倉谷での鉛の生産は明治十年頃以降である。

III-1の「上煮屋の分布」では塩硝の上納量として定式塩硝についてのみ記されているが、実際に買い上げられた塩硝量の記載が見られない。五箇山から114箇の塩硝のみが送り出された様に取られがちである。例えば慶応元年には845箇が召し上げられている。

III-2-7の「城端・井波へ出たあとのルート」では小矢部川を遡って横谷に出るルートを主なものと考えられているが、これを示唆する史料が僅かでありさらなる調査が必要である。横根峠(602m)と朴坂峠(380m)の標高差を考えると自ずから結論も出そうであるが。

III-4「幕末の塩硝通路」に記載された内容には問題あり、再検討する必要がある。幕末当時(元治元年以降)、土清水製薬所は改築のために操業していなかったから、「土清水にあふれた塩硝と弾薬」は有り得ないことである。

III-6の2から6までは塩硝蔵跡地など数葉の写真が掲載されているが、これは必要なものだろうか。何故ならば写真には史実を示

す像が何も撮影されていないからである。例えば墓地の写真にはそこに野田火薬庫があった事を示すものは含まれていない。さらにこの墓地に火薬庫がかった事の史実を付け加えていない。施設の場所が確定したならば、現在の地図に上書きしたものを示すべきである。この章の筆者は重要な史料を記すことなく記述している。この事は後藤家文書「土清水製薬所六百分之一図」の扱いでは、図面の建物の幾つかには「慶応四年新建」の記載がある事を見逃している。この事はこの図面が慶応四年から明治初年に描かれたものである事を示唆している。なぜならこの施設は廃藩置県後、陸軍の管轄となり、その後不要施設として解体処分を受けているからである。さらにこの施設が何故建設されたのかの説明がない。

III-7の塩硝箱(小柳製薬所)には「八貫目」と書かれている。他の箱が枋材で作られているが、この箱は杉材で作られている。塩硝箱のサイズ、材質は指定されていた事から、この箱に塩硝が詰められて運ばれて来たものでないことを示唆している。一方、硫黄は一箱に8貫目が詰められて滑川から小柳製薬所に運ばれていた事から硫黄箱と推定される。

IV史料に挙げられた道筋の史料および文書は今後の研究に有用な史料である。添付された「塩硝運搬ルート」地図は更なる調査が必要と考えられる。以上、幾つかの問題点を指摘するに終わったが、歴史的事実を正確に記載しておく事は重要な事柄であり、さらなる研究の発展を期待する次第である。

(A4判一五八頁編集・発行 塩硝の道研究会 二〇〇二年六月刊)

(いたがき えいじ 金沢大学名誉教授)